

秩父市(埼玉県)

(2005年4月1日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年4月1日	合併の方式：新設・編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・無		
人口 ⁽¹⁾ ：73,875人(高齢化率 ⁽²⁾ 21.9%)	面積 ⁽³⁾ ：577.69k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：60人(法定上限30人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：624人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：未算出	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：未算出	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：23,748,162千円		
うち、地方税7,543,419千円、地方交付税6,081,743千円		
合併特例債発行予定額22,290百万円／同限度額22,290百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業3.9%、第二次産業40.2%、第三次産業55.9%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。 (5)：2005年度当初予算書。 (8)：2004年度当初予算書。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧秩父市	59,790人	20.9%	133.64k m ²	22人	397人	0.635	84.8%
旧吉田町	5,992人	25.9%	66.1k m ²	14人	74人	0.244	84.1%
旧大滝村	1,711人	36.8%	330.98k m ²	10人	55人	0.163	91.6%
旧荒川村	6,382人	23.6%	46.97k m ²	14人	65人	0.451	83.9%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。 (5)(6)(7)：2002年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<③住民ニーズの広域化・高度化、④少子高齢化、⑤財政状況> 旧町村では特に少子高齢化が進み、今後の財政運営に対する不安があったこと、また旧秩父市を中心に生活圏が形成されていたため、財政運営基盤の強化と、効率的な行政サービスの運営を行えるよう、今回の市町村合併を行った。
(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、②住民の理解、③事務事業の調整> <最も重視したことの具体的な内容> 住民の方に合併について理解していただくため、各町村において住民説明会を行った。延べ68回、2,544人の参加を得た。
(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長> <合併推進の具体的な活動> 特になし。

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
2003年2月に秩父地域の1市5町3村で合併検討準備会を開催し、合併に向けた協議を始めた。2003年5月に長瀨町・皆野町を除く郡内7市町村で「秩父地域任意合併協議会」を設置し、同年10月には法定協議会として「秩父地域合併協議会」を設置し合併協議を行った。しかし2004年3月に行われた横瀬町、小鹿野町での住民投票の結果により同協議会は解散となった。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
上記参照。	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
②郡の構成市町村の一部、④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑥広域連合の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑩生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
2005年4月6日、法定協議会「秩父合併協議会」を発足。	
(5) 任意の合併協議会（設置期間：4市町村枠での任意協議会設置なし。）	
構成メンバー	
運営上の工夫	
(6) 法定協議会（設置期間：2004年4月6日～2005年3月31日）	
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・無
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各2名、住民各3名、都道府県職員（埼玉県秩父地域創造センター所長）、監事2名 計31名
運営上の工夫	特になし
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
<協議を行ううえでの工夫> 7市町村で設置した協議会は解散したが、そこでの決定事項を4市町村でも尊重した。	
<協議開始および決定の時期>	
	(①方式) (②期日) (③名称) (④位置) (⑤財産)
協議開始：	04年4月 04年4月 04年4月 04年4月 04年4月
合意：	04年4月 04年6月 04年5月 04年4月 04年4月
<決定に至るまでに最も難航した項目と解決策>	
特になし	
<基本項目①「合併の方式」の決定理由>	
合併する市町村が同じ立場で対等に協議し、今後も発展できるよう新設合併となった。	
<基本項目②「合併の期日」の決定理由>	
2005年4月1日合併 交付税の算定にかかる財政面の事と準備期間のバランスを考慮して。	
<基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由>	
決定手続：公募ではなく協議会で審議し決定。 選定理由：歴史があり、関係市町村の郡名と市の名称が同じだったため、なじみやすいとの理由から。	

<p><基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点> 既存施設 ・新規建設</p> <p>関係市町村の中心に位置し、市であったため、市役所（事務所）が大きかった。 （新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い） 新市の支所とした。</p>				
<p><基本項目⑤「財産の取扱い」> （新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産） 正負ともになし</p>				
<p>(8) 新市建設計画</p>				
<p>計画の期間： 10 ヶ年 理由 合併特例法で定める優遇措置がある期間を考慮したことが最大要因。 また 10 年間という歳月である程度目に見えた成果が出ると思われる。</p>				
<p><策定に当たっての工夫> 特になし。</p>				
<p><関係市町村間での調整が難航した項目> 町会（行政区）への補助金の格差をどのように調整するかについて。</p>				
<p><新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫> 新市の一体性の早期実現を図ることと、子育て、教育に重点を置いた。</p>				
<p><新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容> 整合性を図った。</p>				
<p>単位：百万円 ()は%</p>	<p>合併前 (2002 年度) ⁽¹⁾</p>	<p>財政計画</p>		
		2005 年度	2009 年度	2014 年度
歳入合計	29,873	27,747	28,127	25,785
地方税	8,572(28.7)	8,465(30.5)	8,336(29.6)	8,137(31.6)
地方交付税	7,414(24.8)	7,120(25.7)	7,803(27.7)	8,592(33.3)
歳出合計	27,787	27,747	28,127	25,785
人件費	5,533(19.9)	5,134(18.5)	5,026(17.9)	4,660(18.1)
(参考:一般職員数)	(591 人)	(607 人)	(566 人)	(512 人)
公債費	2,874(10.3)	2,863(10.3)	4,038(14.4)	4,403(17.1)
普通建設事業費	7,384(26.6)	5,133(18.5)	6,922(24.6)	4,432(17.2)
<p>(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等</p> <p>行っていない。</p>				
<p>(10) 住民への情報提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌等の配布（全 5 号。配布方法：各区町会長を通じ全戸配布） ・ 住民説明会の開催（延べ 68 回開催、延べ 2,544 人参加） ・ HP の開設（2004 年 5 月開設、随時更新、アクセス数不明） 				
<p>(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施</p> <p>4 市町村枠での住民投票実績なし。</p>				

(1)2002 年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(12) 都道府県からの支援	
財政支援：合併準備支援交付金 120,000 千円 合併協議会助成事業費補助金 8,000 千円 人的支援：合併協議会事務局長として県職員 1 名を派遣 協議会委員として、県職員 1 名が就任（秩父地域創造センター所長）	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> ・無	
委託費	54,564 千円
委託内容	新市建設計画策定、新市情報ネットワーク構築・電算システム統合業務、事務事業一元化調査、例規立案・策定支援業務委託

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (定数特例 (定数 人)・ <input checked="" type="checkbox"/> 在任特例 (在任期間 1 年 1 ヶ月))・無
その理由	合併後の新市の行方を見守るため、在任特例を適用したいとの議会側からの提案があった。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2005 年 7 月 19 日まで特例措置を適用)・無
その理由	新市において農業委員会事務に空白期間が生じないように、またスムーズな移行を行うため、在任特例を適用し 3 ヶ月間在任。
(3) 三役	
旧秩父市	市長は新市の市長、収入役は新市の助役。助役は不在。
旧吉田町	町長は退職、助役は固定資産評審委員、収入役は退職。
旧大滝村	村長は新市の収入役。助役、収入役は退職。
旧荒川村	村長は選挙管理委員、助役は公平委員会委員、収入役は退職。
(4) 一般職	
定員管理	<定数の削減>定員適正化計画を策定し、削減に努める <新規採用の抑制>退職者の 1/2 を採用
給与の調整	<給料表の統一>それぞれの給料月額を新市の給料表の直近月額に移行 <その他>調整は行わず、調整については新市において検討する。
役職の調整	特にしていない
(5) 組織・機構の整備方法 (合併直後に、部とほとんどの課を統合し、一部の課は旧自治体の組織をそのまま存続させた。一定の経過期間後、残りの課も統合した)	
本庁の部については、産業経済部を地域整備部及び産業経済部に分離するなどし、事務の細分化によりサービスの向上を図った。また支所については統廃合を行い、本庁へ事務を移行するなどスリム化を図った。	
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法	
旧秩父市には 7 つの出張所を設置していたが、そのまま引き続き出張所として存続。他の 1 町 2 村には支所・出張所ともに無し。	

(7) 地域審議会等		
設置の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	
その理由	地方自治法による特例区制度等の設置については協議したが見送り。ただし、旧4市町村単位で市長の私的諮問機関としての協議会設置を決定した。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
鉱産税	旧秩父市 1.2% 旧吉田町、旧荒川村 該当なし 旧大滝村 1.0%	2005年4月1日から1.2%に統一。
法人税	旧秩父市（不均一課税） 14.7%/12.7% 旧吉田町・旧大滝村・旧荒川村 12.3%	2005年4月1日から不均一課税に統一 14.7%/12.7%
(9) 上下水道使用料（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
上水道料金	旧4市町村の使用料でそのまま。5年を目途に統一を図る。	
下水道料金	公共下水道は旧秩父市のみ。	
(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：見直しをして使用料の変更を行うなどした。 但し、同様の施設でも使用料に差異あり）		
例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：旧市町村ごとに不均一課税。5年を目途に段階的に統一）		
賦課徴収方法	【賦課】4市町村とも4方式 【徴収】旧秩父市・旧吉田町 8期徴収 旧大滝村・旧荒川村 5期徴収	【徴収】 2005年7月より8期に統一。
所得割	旧秩父市 7.4% 旧吉田町 4.3% 旧大滝村 4.0% 旧荒川村 4.2%	2005年4月1日から旧市町村ごとに不均一課税、5年以内に統一。
資産割	旧秩父市 40.0% 旧吉田町 46.0% 旧大滝村 42.0% 旧荒川村 40.0%	未調整。5年以内に調整。
均等割	旧秩父市 13,500円 旧吉田町 7,500円 旧大滝村 7,500円 旧荒川村 9,000円	未調整。5年以内に調整。
平等割	旧秩父市 17,500円 旧吉田町 11,000円 旧大滝村 11,000円 旧荒川村 11,400円	未調整。5年以内に調整。
(12) 介護保険事業（調整方針：旧市町村ごとに不均一課税。5年を目途に段階的に統一）		
第1号被保険者の月額基準保険料	旧秩父市 2,900円 旧吉田町 3,090円 旧大滝村 2,950円 旧荒川村 2,420円	未調整

(13) 電算システムの取扱い（合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した）	
整備方法	旧秩父市のシステムへ片寄せ方式
(14) 町・字の名称・区域	
名称・区域の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無
変更した場合、その内容と理由	旧吉田町の大字のうち大字に「吉田」の表記の無い大字に対し「吉田」を頭に付加。旧荒川村は大字の全ての頭に「荒川」を付加。 また、全市で「大字」の表記を削除。 (例) 吉田町大字石間→秩父市吉田石間／荒川村大字日野→秩父市荒川日野

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果： 4,050 百万円/ 10 年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	今後策定に取り掛かる予定(2005 年度)
総合計画	今後策定に取り掛かる予定(2005 年度)
(3) 合併による効果	
<p><④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開> 生活圏、経済圏で非常に密接な関係であり、また伝統的な文化や観光資源に恵まれている。今後も広域的視野での観光資源開発や、経済基盤の整備などを行っていく必要性がある。</p>	
<p><⑤行財政の効率化> 関係 4 市町村、特に旧町村部では財政の硬直化が進んでいた。地域の少子高齢化が進み地域経済の地盤沈下などもあり税収は伸び悩んでいる。国からの交付税の減少などもあり、将来にわたっての財政不安が大きかった。そこで市町村合併により、業務の効率化を進めるなど行財政運営基盤の強化を図る必要があった。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p><⑧その他（市域が広大で、効率的な公共投資が難しい 等）> 諸問題の解決のために議会議員の在任特例や任意の地域協議会の設置などを行っている。</p>	
(5) 残された課題	
市役所職員も含め、まだまだ地域の一体化の醸成には時間がかかると思われる。	